

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成二十五年七月十九日（金）

午前十時開会

第三	第二	第一	日程
選 第 一 号			事 件 番 号
議 長 の 選 挙	会 期 に つ い て	仮 議 席 の 指 定	事 件 名
			備 考

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成二十五年七月十九日（金）

午前十時開会

第九	第八	第七	第六	第五	第四	日程
議案第九号	議案第八号	議案第七号	選任同意第一号	選 第二号		事件番号
消防車両（ポンプ車）購入契約の締結について	平成二十五年度消防吏員用個人防火装備一式購入契約の締結について	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備購入契約の締結について	監査委員の選任について	副議長の選挙	議席の指定	事 件 名
						備考

平成二十五年七月十九日

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○ 出席議員(十五名)

○ 議事日程

平成二十五年七月十九日(金) 午前十時開会

日程第一	仮議席の指定	五番	吉水	丈晴	議員
日程第二	会期について	六番	日高	哲生	議員
日程第三	議長の選挙	七番	亀井	淳	議員
日程第四	議席の指定	八番	福西	寿光	議員
日程第五	副議長の選挙	九番	真崎	求	議員
日程第六	選任同意第一号 監査委員の選任について	十番	松本	満義	議員
日程第七	議案第七号 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備購入契約の締結について	十一番	立住	雅彦	議員
日程第八	議案第八号 平成二十五年度消防吏員用個人防火装備一式購入契約の締結について	十二番	和仁	春夫	議員
		十三番	木村	剛久	議員
		十四番	甲斐	礼子	議員
日程第九	議案第九号 消防車両(ポンプ車)購入契約の締結について	十五番	池嶋	一夫	議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理者	西端勝樹
副管理者	園部一成
消防長	児玉勝美
次長	稲田英之
守口消防署長	脇田和治
門真消防署長	四橋勝
総務課長	久野隆博
予防課長	日比敏夫
警備課長	熊本正雄
司令課長	片山英樹
特別救助隊長	好川和彦
会計管理者	奥野清一

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長	神野浩一
守口市危機管理課長	西端義晶
門真市総務部長	森本訓史
門真市危機管理課長	石丸琢也

○ 議会事務局出席職員

総務課参事	益井治美
総務課参事	橋本浩司
総務課課長補佐	山田幸彦
総務課主幹	降幡博
総務課総務係長	福田義生
総務課総務係長	阪本利弘
総務課総務係	大橋頼寛

~~~~~

午前十時開会

○ 山田幸彦総務課課長補佐 おはようございます。

会議を開会されるに当たりまして、事務局から一言申し上げます。

本日は守口市議会及び門真市議会において、消防組合議会議員の改選が行われ、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第百七条の規定に基づきまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

つきましては、本日御出席の議員のうち年長の議員は日高哲生議員でございますので、ここに御紹介を申し上げます。

日高議員、議長席に御着席願います。

(日高哲生臨時議長議長席に着く)

○ 日高哲生臨時議長 おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました日高哲生でございます。地方自治法第百七条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

なお、私の職務は、新議長を選挙するまでの極めて短時

間でございますので、御挨拶は省略させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

これより組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 日高哲生臨時議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の折りにもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切なる御指導、御鞭撻を賜り、心から感謝を申し上げます次第でございます。

この度、議員各位には、守口・門真両市議会の役員改選により、本消防組合議会議員をお願いすることとなりました。議員各位におかれましては、消防行政の円滑な運営のため、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、議会の構成を初め、選

任同意一件、購入契約の締結三件に関し、御審議をいただくことと相成っております。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **日高哲生臨時議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **山田幸彦総務課課長補佐** 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **日高哲生臨時議長** 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。岡本議員、池嶋議員にお願いいたします。

日程に入ります前にここで、消防組合幹部職員の紹介を受けることといたします。

○ **児玉勝美消防長** 議長

○ **日高哲生臨時議長** 児玉消防長

○ **児玉勝美消防長** それでは、消防組合幹部職員の紹介をさせていただきます。

私、消防長の児玉勝美でございます。よろしくお願いい

たします。

消防本部次長の稲田英之でございます。

守口消防署長の脇田和治でございます。

門真消防署長の四橋勝でございます。

総務課長の久野隆博でございます。

予防課長の日比敏夫でございます。

警備課長の熊本正雄でございます。

司令課長の片山英樹でございます。

特別救助隊長の好川和彦でございます。

以上の体制で、市民に信頼される消防行政推進に努めてまいりたいと思えます。何とぞ御指導、御鞭撻賜りますようお願いいたします。以上です。

○ **日高哲生臨時議長** 紹介は終わりました。

これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。本日、臨時議長において行う日程は、お手元の議事日程のとおり日程第一、「仮議席の指定」から日程第三、選第一号、「議長の選挙」までの計三件を付議すべきこととなっております。

それではまず、日程第一、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、臨時議長において指定いたします。各議員の氏名とその仮議席の番号を書記から朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 敬称は略させていただきます。

- 一番、岡本 宗城
  - 二番、大倉 基文
  - 三番、井上 まり子
  - 四番、戸田 久和
  - 五番、吉水 丈晴
  - 六番、日高 哲生
  - 七番、亀井 淳
  - 八番、福西 寿光
  - 九番、真崎 求
  - 十番、松本 満義
  - 十一番、立住 雅彦
  - 十二番、和仁 春夫
  - 十三番、木村 剛久
  - 十四番、甲斐 礼子
  - 十五番、池嶋 一夫
- 以上でございます。

○ 日高哲生臨時議長 ただいま朗読したとおり、仮議席を指定いたしました。

次に、日程第二、「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といた

したいと存じます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 日高哲生臨時議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第三、選第一号、「議長選挙」を行います。

○ 二番 大倉基文議員 議長

○ 日高哲生臨時議長 大倉議員

○ 二番 大倉基文議員 この際動議を提出いたします。

この選挙の方法におきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任いたします。

○ 日高哲生臨時議長 ただいま大倉議員から、選挙の方法は指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任することの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 日高哲生臨時議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会議長には、立住雅彦議員を御指名申し上げます。お諮りいたしま



す。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **日高哲生臨時議長** 異議なしと認めます。よつて、組合議会議長には、立住雅彦議員が当選人と決しました。

この際立住議員により御挨拶を受けることといたします。  
○ **立住雅彦議長** 一言御礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様の御推挙を得まして、消防組合議長の栄誉を拝しました。

もともと私、浅学非才の身ではございますけれども、皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、この重責を全うしたい。かように考えております。皆様におかれましては、なお一層の御支援を賜り、また、消防組合議会の円滑なる運営に御協力いただきますことを切にお願い申し上げます。一言の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○ **日高哲生臨時議長** 議長の挨拶は終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので、新議長と交代いたします。御協力ありがとうございます。  
(日高哲生臨時議長退席、立住雅彦議長議長席に着く)

○ **立住雅彦議長** それでは、引き続き議事を行います。本日

の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第四、「議席の指定」から日程第九、議案第九号、「消防車両(ポンプ車)購入契約の締結について」までの計六件を付議すべきことと相成っております。

それでは、日程第四、「議席の指定」を行います。議席は、議長において指定いたします。各議員の議席は、現在御着席の番号をもって指定いたします。

次の日程に入るに先立ち、私から御報告申し上げます。

監査委員から去る三月から六月に行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上、報告事項を終わります。

引き続き日程に入ります。それでは、日程第五、選第二号、「副議長の選挙」を行います。

○ **十三番 木村剛久議員** 議長

○ **立住雅彦議長** 木村議員

○ **十三番 木村剛久議員** この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任いたします。

○ **立住雅彦議長** ただいま木村議員から、選挙の方法は指名

推選とし、かつ、その指名は議長に一任するとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **立住雅彦議長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会副議長には戸田久和議員を御指名申し上げます。お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **立住雅彦議長** 異議なしと認めます。よって、組合議会副議長には戸田久和議員が当選人と決しました。

この際戸田議員より御挨拶を受けることといたします。

○ **戸田久和副議長** この度は、消防議会の副議長に御推挙いただき当選させていただきまして、誠にありがとうございます。

実は、私は千九百九十九年初当選以来、議会の役職というものに就かしてもらったことがなく、今回の消防議会副議長が初めての役職就任であります。

また、当選翌年度の二千年度から丸八年間、派遣議員そのものから私一人が排除され、二千八年度になってようやく派遣議員の座を与えられるという体験もしてきました。

そういう私が、二十三年の本日、消防議会の副議長に就任させていただいたということは、門真市、守口市の議会が既に新しい時代に入っていることを証明するものであり、そういう意味におきましても、感慨ひとしおであります。

ただ、何分にも初めての役職体験でありますので、立ち居振る舞いに不慣れ、不十分な点が多々あるかと思いますが、皆さんの御指導、御鞭撻、叱咤激励を受けながら副議長の職責を全うするよう頑張つてまいりますのでどうかよろしくお願いいたします。

この守口市門真市消防組合議会は、議員の皆さん、理事者職員の皆さんの御協力、御理解を得て、議事録の継続的なホームページ公開や議会音声記録の議員渡しなど、広域消防議会としては全国的にも先進的な情報公開議会となっております。今後とも、皆さんとともにより先進的で市民に開かれた消防組合議会にしていくよう私も頑張つていく決意を申し述べます。

最後に、私としましては、消防議会を構成する門真市と

守口市との双方の議員の交流を、より積極的に進めるため、両市の議員一体となった合同の行政視察の実施を願っておりますが、その点について議長や議員の皆さんに御相談させていただきます。いづれにせよ、市民への情報開示に逆行することはしない、嘘はつかないということをもっとにして、議長初め、議員の皆さんの御指導を受けながら、副議長の職責を果たすよう努力してまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

御静聴ありがとうございました。

- **立住雅彦議長** 次に移ります。日程第六、選任同意第一号、「監査委員の選任について」を議題といたします。

この際申し上げます。地方自治法第百十七条の規定により、当該議員の退場を願うことといたします。

(当該議員退場)

- **立住雅彦議長** 書記をして議題を朗読させます。

- **山田幸彦総務課課長補佐** 選任同意第一号  
監査委員の選任について

守口市門真市消防組合議会 議員 福西 寿光 守口市  
議会議員

議員の中から選任すべき監査委員に、右の者を適任と認め選任したので、議会の同意を求めます。

平成二十五年七月十九日提出

守口市門真市消防組合管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

- **立住雅彦議長** 理事者より提案理由の説明を求めます。

- **西端勝樹管理者** 議長

- **立住雅彦議長** 西端管理者

- **西端勝樹管理者** ただいま上程されました、選任同意第一号、「監査委員の選任について」でございますが、この度の両市議会の改選によりまして、議会議員の中から、お願いをいたしておりました監査委員が欠員となっておりますので、守口市選出の福西寿光議員を最も適任と認め、選任いたしたく存じますので議会の御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

- **立住雅彦議長** 以上で説明は終わりました。

- **立住雅彦議長** 以上で説明は終わりました。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- **立住雅彦議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

○ これより、選任同意第一号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ありませんか。

○ (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

○ この際御退場願っております福西議員の入場を願うことといたします。

○ (福西議員入場)

○ 立住雅彦議長 この際福西寿光議員に申し上げます。

○ 本件について、ただいまの審議の結果、同意することに決しました。

○ これより福西議員より御挨拶を受けることといたします。

○ 福西寿光議員 この度は、議会選出の監査委員として御同意を賜り、ありがとうございます。

○ 今後は、この職責を全うするために、微力ではございますが、全力を傾注してまいりますので、皆様方におかれましては、何とぞ御指導賜りますようによりしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○ 立住雅彦議長 次に移ります。日程第七、議案第七号、

○ 「高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備購入契約の締結について」を議題といたします。

○ 二番 大倉基文議員 議長

○ 立住雅彦議長 大倉議員

○ 二番 大倉基文議員 この際動議を提出いたします。

○ ただいま議題とされました議案第七号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されることを望みます。

○ 立住雅彦議長 ただいま大倉議員から、議案第七号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。

○ よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

○ (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○ それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 議案第七号

○ 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備購入契約の締結について

○ 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備

購入契約を、次のように締結する。

平成二十五年七月十九日提出

守口市門真市消防組合管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第七号につきまして御説明申し上げます。

本件は、昨年十月に策定をいたしました、平成二十五年  
度から三十一年度までの消防整備計画に基づき実施する  
事業でございます。

現状の指令システムは平成十一年度に整備し、平成十二  
年四月一日から運用を開始しており、本年度で十四年目とな  
る施設で、この分野の情報技術の進化は著しく、携帯電話  
やIP電話からの119番通報は年々増加しており、以前  
より導入しております固定電話からの発信位置情報通知シ  
ステムの携帯電話等からの通報時の機能の付加や的確な出  
場体制を確立するため、災害現場からの直近の消防車両で  
出動する隊の編成ができるGPS機能を組み入れた車両動  
態表示機能の導入などをしていくものでございます。

なお、現状のシステムに使用しております機器の対応や  
ソフトの管理などは、メーカーからの通知で一部の部品の  
製造が中止されているなどのことから、平成二十六年度以  
降のメンテナンスが物理的に不可能な状態となっております。

一方、消防救急無線設備のデジタル化でございますが、  
アナログ波からデジタル波への移行期限が平成二十八年五  
月三十一日となっております。近隣消防本部と共同で平成二十  
二年度に電波伝搬調査、翌年度に基本設計を実施いたしま  
した。本件事業については、共同整備と単独整備の両面を  
検討してまいりましたが、電波の不感地帯や基地局の運用  
面、コスト面を考慮した結果、単独で整備する方が有利で  
あったため、各消防本部単位による単独整備で推進するこ  
ととなっております。

以上により、工期が短縮でき、それぞれの機器間の接続  
が容易となり、費用を削減し整備することができると、  
高機能消防指令センターと消防救急デジタル無線設備を同  
一メーカーにより、同時に整備するものでございます。

この契約につきましては、予定価格が二千万円以上の動  
産の買入れに該当することから、議決を要し提案させてい  
ただいたものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議七・一から議七・二をお開き願いたいと存じます。また、参考資料の議七・一には、本件整備事業の概要を添付いたしております。

この契約方法でございますが、過去三年間に指令センターを自社において製造かつ納入実績があり、無線のデジタル設備が自社において製造かつ納入が可能で、緊急なメンテナンス等に即応するため、連絡を受けてから六十分以内に専門技術者が現地に派遣され、復旧作業に着手できる体制が二十四時間三百六十五日確保されていることなどの条件を付し、一般競争入札により、去る五月二十三日に参加者三業者による入札を行いましたところ、その入札参加業者名及び入札書記載金額は、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部、五億二千万円、株式会社日立製作所関西支社、七億九百九十万円、富士通株式会社西日本営業本部、八億三千万円となり、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部が落札し、議案書記載のとおり仮契約を締結させていただいたものでございます。

なお、契約金額は入札書記載金額の五億二千万円に消費税五パーセント分を加算した五億四千六百万円でございます。

す。落札率につきましては、予定価格七億九千四十六万千円に対しまして、六十九・一パーセントでございます。

本件につきましては、端末や指令放送装置などは各署所に設置し、指令センターのメイン機器の設置場所は消防本部本棟三階となり、併せまして、本年度当初予算調整時には国庫補助事業として確定しておらず未計上でございますが、その後、国庫補助事業として確定したため、申請をいたしましたして採択するとの結果を受けておりますので、事業が完了するまでの消防組合会計の補正予算案において計上いたしますので、その際にはよろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 今の広域ではなくて、単独にしたということにもう少し詳しくコスト等、メリット、デメリットをお願いたします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 まず単独整備か共同整備かということなんですけれども、平成二十二年度に東ブロック七消防本部、枚方寝屋川、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、本消防組合でデジタル無線の電波伝搬調査を実施し、翌年度に共同整備に至る基本設計を実施いたしました。

メリットはあまり無くですね、どちらかと言うとデメリットの方が多く出ました。そのデメリットの一つに共同運用する場合、基地局間をアプローチ回線で接続する必要がある、有線接続の場合、コスト面や信頼性の面からあまり効果が期待できない。

二点目、整備費用を算出した結果、本消防組合では単独整備の場合、約三億三千三百万円、共同整備の場合は約三億五千五百万円だったため、約二千二百万円単独整備が安価となったため。

三点目、落雷等により回線に損傷が生じた際に、七消防本部とも回線が不通になってしまうと。

以上の結果から、東ブロックでは各消防本部での単独整備という結果となりました。

また、単独整備のメリットについては、災害対応の運用

面での指令係員の指揮判断及び責任の所在が明確であり、住民等の要望や各構成両市の要望にも柔軟に対応が可能であり、システム障害につきましても、早期の対応が可能であり、業務影響も最小限にとどめることができるというところで、以上の結果をもちまして、単独整備という結果に至った次第でございます。以上です。

○ 立住雅彦議長 他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第七号を採決いたします。本案を、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者なし)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第八、議案第八号「平成二十五年度消防吏員用個人防火装備一式購入契約の締結について」を議題

といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 議案第八号

平成二十五年消防吏員用個人防火装備一式購入契約の締結について

平成二十五年消防吏員用個人防火装備一式購入契約を、次のように締結する。

平成二十五年七月十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第八号につきまして御説明申し上げます。

本件は、総務省消防庁より提示された、防火衣のガイドラインに準拠した消防隊員の安全性を十分に確保する上下型防火衣でございます。

平成二十四年度に百八十組を購入し、一部の職員にはすでに貸与しており、運用を開始しておりますが、未貸与の職員分及び新規採用職員分、それと破損時に即時貸与できる補充

分を購入しようとするものでございます。

この契約につきましては、予定価格が二千万円以上の動産の買入れに該当することから、議決を要し提案させていただいたものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議人一から議人二をお開き願いたいと存じます。また、参考資料の議人一から議人六には本件概要図を添付いたしております。

この契約方法につきましては、近畿二府四県に本店又は営業所等を有し、過去五年以内に国又は他の地方公共団体との間に上下型防火衣について、契約納入実績があるなどの条件を付し、一般競争入札により、去る六月十四日に参加者二業者による入札を行いましたところ、その入札参加業者名及び入札書記載金額は、株式会社カマタニ神戸営業所が千七百五十九万八千円、株式会社マトイ防災が千八百九十七万六千円となり、株式会社カマタニ神戸営業所が落札し、議案書記載のとおり仮契約を締結させていただいたものでございます。

なお、契約金額は入札書記載金額の千七百五十九万八千円に消費税等五パーセントを加算した千八百四十七万七千九百円でございます。落札率につきましては、予定価格二千二百二十六万円に対しまして、八十三・〇パーセントでございます。



す。

本件の契約締結により、本消防組合すべての職員に、ガイドラインに準拠した上下型防火衣を貸与することになり、火災現場で活動する消防隊員はもとより、大規模災害発生時におきましても、職員のより一層の安全向上につながり、管内住民の負託にこたえられる消防の任務が遂行できるものとなります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第八号を採決いたします。本案を、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者なし)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第九、議案第九号「消防車両(ポンプ車)購入契約の締結について」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 山田幸彦総務課課長補佐 議案第九号

消防車両(ポンプ車)購入契約の締結について

消防車両(ポンプ車)購入契約を、次のように締結する。

平成二十五年七月十九日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 立住雅彦議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 立住雅彦議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第九号につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議九・一から議九・二をお開き願いたいと存じます。

本件、CD-1型消防ポンプ自動車は、平成十年度に購入し、守口消防署東部出張所と門真消防署葺島出張所に配備、十五年間使用いたしております車両の更新整備でございます。この車両は、守口消防署、門真消防署に予備車を

含め各六台配備しております。

従前、C D・I型消防ポンプ自動車は、シャシ、艤装、積載資機材と三分割での契約により、更新整備を実施してまいりましたが、管内の状況を勘案して消防組合としてシヨートタイプのシャシを採用しておりますが、そのタイプのシャシを製造している業者が現在一社しかなく、競争の原理が働かない状況となっております。

このことを踏まえ、種々調査、検討しました結果、競争力が増し、業者との接触をなるべく少なくするためにモシヤシ、艤装、積載資機材を一括で契約し、更新することが望ましいという結果に至った次第でございます。

この契約につきましては、予定価格が二十万円以上の動産の買入れに該当することから、議決を要し提案させていただきますのでございます。

契約方法につきましては、指名競争入札により、去る六月二十八日に参加者五業者による入札を行いましたところ、その入札参加業者名及び入札書記載金額は、株式会社モリタ大阪支店、四千八百八十万円、小川ポンプ工業株式会社、五千六十万円、長野ポンプ株式会社、五千百三十万円、日本ドライケミカル株式会社大阪支店、五千百八十万円、日本機械工業株式会社大阪営業所、五千二百三十万円となり、

株式会社モリタ大阪支店が落札し、議案書記載のとおり仮契約を締結させていただいたものでございます。

なお、契約金額は入札記載金額の四千八百八十万円に消費税五パーセント分を加算した五千百二十四万円でございます。落札率につきましては、予定価格五千七百六十四万五千円に対しまして、八十八・九パーセントでございます。次に、車両等の概要につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件参考資料の議九・一から議九・二をお開き願いたいと存じます。

この車は、百五十馬力のエンジンを搭載し、車両総重量七トン未満、守口市、門真市管内の狭隘な道路においても進入できるように、ホイールベースが二千五百二十五ミリメートルの短いシャシに限定し、市街地などで発生する一般火災に活躍する車両で三トンシャシにA・2級のポンプを装備し、消火水槽九百リットルと薬液容量二十リットルを二缶積載しています。

水と薬液の混合方式は、泡管鎗から薬液を吸引するピツクアップ方式を採用しており、水では消火困難な小規模な危険物火災、交通事故による車両火災にも活躍できる車両であり、救助、救出活動を初め、災害防衛全般に万全を期する次第でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 立住雅彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 立住雅彦議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第九号を採決いたします。本案を、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者なし)

○ 立住雅彦議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、一般質問に入ります。

通告のございました戸田副議長から質問を受けることといたします。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 お忙しいところ恐縮ですが、まあ二十分ほどで終わります。

さて、二つの項目を質問します。

まず最初の項目は、若狭湾原発で重大事故が起きた時の消火活動への影響や原発事故による放射能被害の知見の収集、蓄積についてであります。

クエスチョンの一、琵琶湖の水、淀川の水、門真市と守口市の水道の水と、守門消防組合が消火活動で使う水とはどういう関係にあるのかお答えください。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 ただいまの戸田副議長の御質問にお答えいたします。すべて共通するもので、同一のものでございます。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 原稿のクエスチョン二とクエスチョン三を、まとめてお聞きします。

若狭湾原発での重大事故のために、守門消防の消火活動用水が放射能汚染される場合とは、どういう場合が想定されるか、これが一点。

それと消防が消火に使う水について水質基準はあるか、消火用水について放射能汚染に関する基準はあるのか、この二つの項目をお願いします。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 まず一点目の若狭湾原発での重大事故のため、守門消防の消火活動用水が放射能汚染される場合とは、どういう場合が想定されるかとの質問につきましては、水源となる琵琶湖が汚染される可能性が考えられます。

もう一点につきまして、消防が消火に使う水について水質基準はあるのか、また、消火用水について放射能汚染に関する基準はあるかとの質問につきましては、水質に関する基準はございません。放射能汚染に関する基準については想定されておりません。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 全く想定されていないということが、十分そうだろうなと思っております。

さて、消火活動用水が、生活用水に使用するほど不適当なほど放射能汚染されていると、公機関によって判定さ

れていたとしても、その段階があっても、もしも門真守口地域に住民がおり、火災が発生した場合は、その放射能汚染された水で消火活動するほかないと思いますけどもどうでしょうか。

○ 熊本正雄警備課長 議長  
こういうふうな場合は、火事は消したとしても火元一帯を消火用水で放射能汚染させることになってしまうということになります。ありがとうございます。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 汚染された水道水が供給されることは考えにくい。ため、防火水槽や池等、自然水利を使用したしまして消火活動に当たります。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 ちょっと原稿にないことを聞きます。簡単なことですけどね。

今言ったように、放射能汚染された水道水の場合は、防火水槽や池等を使用するとおっしゃいましたが、これはごく限定した量しかないし、ごく限定したところしかない。そこにホースをやってつなげない。多くのところでは、火災が起きたら放置せざるを得ないということか、

放射能汚染された水で消すかどちらかしかかないということになります、それでよろしいですね。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 ただいまの御質問に對しまして、管内におきましては、防火水槽が二百二十二基、プール、指定水利、私設プール、これが六十三件ございます。

その中で火災が発生した場合、当然付近一帯に防火水槽等ない場合につきましては、まず第一線の車両につきましては放水九百リットルのタンクで対応。そして、各車両につきましては、各防火水槽、プールの方に行かしていただきまして、そこから水を取りまして、消火隊の車両に中継送水して水を送るといふ戦術を考えております。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 今言ったように、放射能汚染水にされた場合は、ほとんどの地域では火事が出ても使う水が無いということ指摘して次の質問に移ります。

二千十二年六月門真市議会での、私の一般質問と全く同じ内容の質問をしますけれども、括弧一、被曝線量に関

して行政は、これは当然消防組合もということですが、法律、条文をよく知って法律を厳密に守る義務があるはずかどうか。

括弧二、法律では一般人で原発からの被曝に限っては、年間何ミリシーベルトを上限としているか。その数値は、体外被曝と体内被曝の合計値ではないか。その数値は、国際的にも決まっている値ではないのか。

括弧三、ICRPの千九百九十年勧告では、放射能の低線量、低線量率の発がん確率について何と言っているか。

括弧四、国際的にも国内的にも被曝は足し算であり、日本では、まず自然被曝で年間一・五ミリ、次が医療被曝で年間二・二ミリ、さらに、過去の核実験影響被曝の〇・三ミリで、これらを合わせて原発事故による被害がなくても、年間四ミリはほぼ避けがたく被曝しており、原発事故による被曝は、それに乗せられるというものという中部大学の武田邦彦教授の説明は妥当なはずかどうか。以上、四点についてお答えください。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 まず括弧一、法律、条文をよく知って法律を厳密に守る義務があるはずだがとの質問につきま

しては、関係法令等に精通するよう努めていきます。

二番目につきまして、一ミリシーベルト上限にしている体外被曝と体内被曝の合計値ではないか、国際的にも決まっている数値ではないかとの質問につきまして、一般人におきましては、年間一ミリシーベルト以下となっており、その数値は体外被曝、体内被曝の合計値となっており、国際的にもこの値が尊重されているものと考えております。

三つ目のICRPの千九百九十年勧告の問題についての質問につきましては、年間被曝線量の値が一ミリシーベルトとされており、それと同等数値と考えております。

続きまして、国際的にも国内的にも被曝は足し算であり、日本ではまず自然被曝で年間一・五ミリシーベルト、次が医療被曝で年間二・二ミリシーベルト、さらに、過去の核実験影響被曝の〇・三ミリシーベルトで、原発被曝が無くても一年四ミリはほぼ避けがたく被曝しており、原発被曝はそれに乗せられるものと中部大学の説明につきまして、放射能について、分かりやすく解説されていると考えております。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 分かりました。

次に、クエスチョンの六番目、昨年二十二年三月の消防会議での一般質問において私は、原発事故対応を考える際には、原発推進側、原発擁護側からの刷込情報、原発安全神話を作ってきた情報による刷込みを脱却して、それらへの事実に基づく批判の立場に立って考え直す必要があると思う。

ちなみに門真市では、二十一年九月議会で、原発で長年活動、研究してきた人たちの本を図書館に多く購入して、市の幹部の職員も、これらを読むようにという総合政策部長名での推奨文を出しております。具体的に言うと、反原発で長年研究してきた広瀬隆さんの本である「原子炉時限爆弾」を十冊、小出裕章先生の「原発のウソ」を十冊、別冊宝島の「これから起こる原発事故」という本を二冊です。そして、実際すべての部局の部課長クラスと、多くの職員がこれらを読んで自己研修を行ったようです。

守門消防においても、「門真市に問い合わせるなどして、こういう本を購入して、幹部と職員の見識を高めるべきと思いますが、いかがでしょうか。」と質問し、消防当局は「御意見を参考にしまして、今後検討させていただきます。」と答弁しました。

この二十二年、つまり去年三月の消防議会答弁以降、具体的にはどういうことをしてきたのか。また、現在どういう書籍や映像、ネット情報の印刷物などを保有しているか、お答えください。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 ただいまの御質問にお答えします。

平成二十四年九月に放射線の基礎知識及び資機材の取扱について、社団法人日本アイソトープ協会等より講師を招き、二日間の講習を職員に対し受講させております。

また、通常業務の中で防護服着装要領、資機材取扱要領、ゾーニング等の設定要領等の訓練を随時実施しております。

研修につきましては、消防大学校や府立消防学校での特殊災害科や原子力防災研修等、各種放射能に関する研修に派遣させております。派遣された職員にあっては、他の職員へ知識、技術のフィードバックを行っております。

書籍は、「実践NBC災害消防活動」「原子力施設等における消防活動ハンドブック」を保有しており、映像、ネット情報につきましては、消防指令センターと併せてネット回線を整備し、活用していきたいと考えております。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 今の答弁を聞くところでは、どうも門真市に問い合わせもしていないようだし、門真市のすべての部局の部課長クラスと、多くの職員が読んでいる門真市推奨の原発問題書籍について、消防当局は職員に読ませようとするのも、門真市図書館から借りて消防幹部が読んでみようとすることも、消防組合として購入することも、消防議会の答弁以降一年四箇月になるが、全くなかったようですが、それはなぜなのか。消防議会での答弁がないがしろにされているのではないのでしょうか。実際に門真市にこの件について、問い合わせをしたのか、足を運んで話を聞いたのか、これらの書籍を手にとって見たのかどうか、正直に明らかにした上で答弁してください。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 我々消防の業務である災害発生時の対応に主眼を置いた結果でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 門真市に問い合わせしなかった、足も運ばなかった、それらの書籍を手を取って見ることもしなかったとこういうことですね。事実がどうなのか率直に答えてください。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 答弁以降一年四箇月になりますが、全くしなかったようであるが、それはなぜかという質問に對しましては、先ほどお答えいたしました、我々消防の業務である災害発生時の対応に主眼を置いた結果でございます。

また、実際に門真市にこの件について、問い合わせをしたのか、足を運んで話を聞いたのか、これらの書籍を手を取って見たのかという質問につきましては、現在問い合わせもしておりません。足も運んでおりません。

今後は、今まで以上に視野を広げて、門真市に足を運び、話を聞き、書籍を手を取って見させていたいただきたいと考えております。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 今回たまたま質問をしたので、何もせず

にほったらかしにしていたことが判明したわけですね。議会で答弁したことを、その場限りのことでお仕舞にし、何もしないというような大変良くない。行政のね。よくある体質ですけど、これ大変良くないことですので今後は改めてください。

そして災害対策が仕事だと言っても、例えば、化学工場の爆発がある。あちこちで起こってきた。じゃあなぜか、どういう仕組みか、どんなミスがありがちなのか。当然消防としたら調べるわけであって、この原発の問題についてもきちっと調べて、明日は我が身とね。東京消防庁が現地へ派遣されたようなことが若狭であれば行かなくちゃいけないということがありますので、方々考えを改めてくれるよう強く求めときます。

さてですね、ちなみに門真市では、二十一年七月一日の各部長宛の「総合政策部部长通知」で、こう書いています。「原子力発電所の事故は、人の生命に直結する重大なことであり、節電問題やエネルギー問題など門真市民にとっても大きな問題であります。

イタリアの国民投票は、「原発不要」という結果であり、「原発安全神話」に対する認識など、昨今の社会情勢について、本市職員全員が適正な認識を持つことが重要であり



ます。

常に適正な認識を持つためには、関連図書の読書は有効な手段であります。市立図書館には、原発関連図書が多数ありますので、各部長におかれましては、図書館蔵書の読書をお願いいたします。併せて部局内職員への読書奨励もお願いいたします。」として、先に挙げた三つの書籍を紹介しているわけです。

- 消防組合として、こういうふうなことは做すべきだということについて、先ほど答弁の中でありましたので、そのようにきちっと誠実に行っていたいただきたい。忙しいとは思いますが、これも業務の一つだと考えて行っていたいただきたい。そのように思って、この項目最後の質問にいきますけれども、クエスチョンの人になりますかね、原発事故による放射能被害の知見の収集、蓄積について、大阪府内の消防での先進例はありますか。お答えください。
- 熊本正雄警備課長 議長
  - 立住雅彦議長 熊本警備課長
  - 熊本正雄警備課長 大阪市消防局にあつては、放射能災害に特化した部隊を保有しております。その隊員にあつては、自衛隊施設に職員を派遣し、放射能災害の専門的な研修を受けるとともに、放射線物質についての研修も受けており

ます。以上でございます。

- 戸田久和副議長 議長
- 立住雅彦議長 戸田副議長
- 戸田久和副議長 それでは次の項目に移ります。

八尾空港問題についてです。  
クエスチョンの一、守口市門真市消防組合の業務と八尾空港とは、どういう関わりがあるか。

守門消防組合が業務としての八尾空港のヘリコプターを使うのは、どういう場合か。

その場合、操縦するのはどこで、守門消防組合との関係はどういうものか。

また、ここ数年の事例で言うと、年に何回ほど、どういう場合に使用されているのかお答えください。

- 熊本正雄警備課長 議長
  - 立住雅彦議長 熊本警備課長
  - 熊本正雄警備課長 直接的な関わりはありませんが、航空消防応援協定により、八尾空港にヘリコプターを常駐している大阪市と応援協定を締結している関係上、間接的には関わりがございます。
- ヘリコプターを業務として使用するのは、上空からの情報収集や消防出初式、火災予防運動に伴う広報活動及び

淀川で発生した水難救助事故において、数回の要請を行っております。

操縦するのは、大阪市消防局航空隊でございます。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 クエスチョンの二、八尾空港というのは、  
どういう空港でしょうか。また、そこに常駐していたり、  
使用したりするのはどういう団体、会社でしょうか。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 国が管理している空港であり、大阪市  
消防局、大阪府警や民間航空会社が使用している空港で  
ございます。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 調べたところでは、八尾空港というのは  
一般航空、つまり、英語でゼネラルアビエーションとい  
うことの空港として、これは軍事空港と定期線航路を除  
いたそれ以外のすべての飛行機及び飛行体ですね。周辺  
に航空法の安全の高さ制限が超えている違法な建造物、

樹木が六百五十件も存在すると、安全性に今現在でも問  
題を抱えているということと書かれております。

利用航空会社は、朝日航空、大阪航空うんぬん、航空事  
業としてヘリコプターも使っております。朝日航空、東  
洋航空、中日本航空、ヒラタ学園などもやっております  
で、官庁としては、陸上自衛隊中部方面隊八尾駐屯地、  
また、大阪府警航空隊、先ほど述べた大阪市消防局航空  
隊、国土交通省地方整備局、これらが使っております。

用途としては、自衛隊、消防、警察、官庁、報道、民間、  
法人、個人、約百八十機の固定翼機やヘリコプターが常駐  
しており、小型ビジネスジェット機も常駐したりすると。  
こういうふうな多種多様な小型の飛行機がたくさんいて

るということが書かれております。

さて、クエスチョンの三です。八尾空港は、普天間空港  
よりもさらに狭く、住宅地にも囲まれていると聞きますが、  
実態としてはどのような状態か。また、八尾空港に着陸で  
きる重量制限はいくらからお答えください。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 八尾空港は、普天間空港よりも狭く、  
住宅地に囲まれていると認識しております。

また、重量制限については五・七トンと聞き及んでおります。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

○ 戸田久和副議長 八尾空港の方は、御存じの方は多いとは思いますが、滑走路が千四百九十メートルで手狭であって、離発着するのは、先ほど言った政府の小型ヘリがほとんどです。

そもそもオスプレイのような中型機や大型機の受入れは、想定しておりません。しかも、狭いと言われる普天間飛行場が四百八十ヘクタールですけれども、八尾空港はその七分の一、七十ヘクタールしかない。そして、周辺には普天間以上に人口密度が高い。滑走路の境界ギリギリまで住宅や工場が密集して、学校や図書館など公共施設も隣接、大型商業施設にも近い、半径一キロメートルに小、中学校が十一もある。墜落事故は、この五年間に数件発生している。そして、幹線道路や高速道路が入り組んでいると。

まあ、こういうところに「オスプレイ持ってきたらどうや。」というね、橋下、松井たる維新が、いかにばかっているかという本当によく分かる話なんですけれども、最後の

質問として、八尾空港を、もしも米軍が訓練使用するならば、米軍の作戦空域が設置されて、日本の飛行機、飛行物体は入れなくなってしまうはずですけどどうでしょうか。

○ 立住雅彦議長 戸田副議長に申し上げます。

質問は簡潔によりしくお願いいたします。

なお、発言の中におきまして、人名の場合には、敬称を使用していただきますようによりしくお願いいたします。

○ 熊本正雄警備課長 議長

○ 立住雅彦議長 熊本警備課長

○ 熊本正雄警備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この件につきましては、把握しておりません。以上でございます。

○ 戸田久和副議長 議長

○ 立住雅彦議長 戸田副議長

戸田久和副議長 まあ指摘として言いますが、米軍が使うという時には、その一帯は全部日本の飛行機は入れない。テレビでも取り上げられるようになりましてけれども、首都圏自体に巨大な米軍管制区域があって、新潟まで通じていると。まあこういう実態。だから米軍のオスプレイがもしやってくるとなれば、訓練で使うということになれば、もう八尾空港の上空のみならず、大阪一

帯がもう自由に使えなくなるということになるわけで、そういうことも八尾空港を使用している、ヘリコプターを使っている立場として、消防組合の方もよく承知しておいていただきたい。そのことを指摘しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○ 立住雅彦議長 戸田副議長に申し上げます。再質問はございませんか。

○ 戸田久和副議長 ありません。

○ 立住雅彦議長 これをもって、一般質問を終了いたします。この際申し上げます。本年度の行政視察は、日程が決まり次第、様々な御意見を参考として議員を派遣いたしましたと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者なし)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 立住雅彦議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し

上げます。

本日、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やかに御決定賜り、誠にありがとうございました。

また、この度新しく正副議長の御就任と議会構成が御決定されましたことは、誠に御同慶に絶えない次第でございます。どうか、議員各位におかれましては、今後ともより一層本消防組合運営に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 立住雅彦議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本臨時会の全日程を滞りなく、無事終了させていただきました誠にありがとうございます。

また、組合議会役員選挙に当たりましては、各位の御理解と御協力をいただき、私ども正副議長に賜りました、暖かい御声援とともに、ここに無事、円滑に新しい組合議会の構成を遂げましたことに対し、改めてお礼申し上げます。私どもは、消防行政に携わる者として、その職務を深く認識し、さらに研鑽を重ね、住民の福祉の向上の

ために最善の努力をいたす所存でございます。

今後とも、議員各位を初め、理事者におかれましても、御指導を賜りますことをお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本臨時会はこれもちまして、閉会いたします。どうも御苦勞様でございました。

午前十一時二分閉会

~~~~~